## 4 地域産業振興関係

### ア 地域活性化

事項名	措置内容	改定計画等と	身	[施予定時]	期
学识口	1日巨い行	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
食品衛生法	a 施設基準については、当該「しんしゃく」の	改定・地	措置済		
に基づく許	運用について可能である旨、各地方公共団体に	域ア			
可基準の柔	再度周知する。				
軟運用	b 複数の地域をまたがる事業展開のコスト負		措置済		
(厚生労働省)	担を軽減するための必要な仕組みを構築する				
	ことができるよう、各地方公共団体に対して、				
	技術的助言を行う。				
地域の特徴	申請の際に必要となる審査書類について、真に	改定・地	逐次実施		
を活かした	必要なものにとどめるよう必要な場合には検証	域ア			
特定保健用	することなどにより、審査の迅速化や申請に係る				
食品の製	コスト削減に取り組む。				
造・販売に係					
る申請手続					
きの簡素化					
(厚生労働省)					
ボランティ	a 改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)	改定・地	措置済		
ア有償運送	施行後のボランティア有償運送の実態を把握	域ア a			
の促進につ	し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と				
いて	連携して改正法の施行状況のフォローアップ				
(国土交通省)	を行う。				
	b 改正法の施行状況のフォローアップの結果	改定・地	 措置済		
	等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様	域ア b			
	や運営協議会における議事手続の明確化、運営				
	協議会の運営における透明性の向上など、わか				
	りやすさに配慮した新たなガイドブックの作				
	成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣				
	旨や制度内容の周知を図る。				
	c 地方運輸局等においてボランティア有償運	改定・地	措置済		
	送を実施しようとする者や地方公共団体など	域ア c			
	からの問合せに答える相談窓口を明確化し、当				
	該相談窓口においてボランティア有償運送を				
	めぐる相談者からの相談に応じるとともに、必				
	要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者へ				
	の働きかけ等を行う。				

市话行	世界市交	改定計画等と		 『施予定時』	期
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d ボランティア有償運送をめぐる問題を収集	改定・地		措置	
	し、同種の問題を抱える者の参考に供するた	域ア d			
	め、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決				
	に至るプロセス等を相談者等のプライバシー				
	に配慮しつつホームページ上で公表すること				
	を通じボランティア有償運送に関する情報を				
	幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ず				
	<b>る</b> 。				
地域活性化	道路空間を有効活用することを通じた民間の	改定・地	措置済		
に資する屋	自主的な地域活性化への取組みを促進すべく、ま	域ア			
外広告物の	ちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽				
道路占用に	の整備、オープンカフェのような地域活性化イベ				
ついて	ントなどのために使用する場合における屋外広				
(国土交通省)	告物の占用について、道路管理者が道路占用の許				
	可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確				
	保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公				
	共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主				
	体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基				
	準を定め、周知する。				
工場立地の	a 今般の「企業立地の促進等による地域におけ	改定・地	措置済		
規制等につ	る産業集積の形成及び活性化に関する法律」の	域ア a			
いて	立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち				
(経済産業省)	上げるなど体制整備を構築したところである				
	が、迅速な企業立地を促進する観点から、中央				
	のみならず各地域ブロックにおいても横断的				
	な連絡会を立ち上げる。				
	b 地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共	改定・地		一部措置	済
	団体の取組事例等について公表する。	域ア b			
	c 企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関	改定・地	一部措置	」 済	
	係省庁の連携の下、事業者の具体的ニーズに基	域ア c			
	づき不断の取組を行う。				

事項名	措置内容	改定計画等と		施予定時	期
争以石	有 <u>国</u> 内台	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
工場立地法	工場立地法における生産施設面積率の見直し	改定・地	検討・結	措置済	
における生	を行い、40%が上限となっている生産施設面積率	域ア	論		
産施設面積	の引き上げを措置する。				
率の見直し					
(経済産業省)					
工場立地法	a 工場の敷地外に緑地が確保できる場合には、	改定・地	検討・結	措置済	
における緑	緑地面積率基準を満たしているとみなすこと	域ア a	論		
地面積率基	ができることとする。				
準に係る運					
用の見直し					
(経済産業省)					
	b 工場敷地の周辺部に立体的に見て充分な緑	改定・地	検討・結	措置済	
	の量が確保できる場合には、緑地面積率基準を	域ア b	論		
	満たしているとみなすことができることとす				
	<b>ර</b> ු				
農地法等に	優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した	改定・地	措置済		
基づく処理	「企業立地の促進等による地域における産業集	域ア			
の迅速化	積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業				
(農林水産省)	用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用				
	については、基本計画への同意後改めて事前審査				
	を課さないことにより、審査期間を短縮する等、				
	農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく				
	必要な措置を講ずる。				
	【平成19年6月25日農林水産省農村振興局長通				
	知)】				
地方公共団	地方公共団体が保有する行政財産たる庁舎の	改定・地	措置済		
体における	用途廃止を行い普通財産に転換した上で第三者	域ア			
リースバッ	に売却し、当該第三者との間で地方公共団体が改				
ク方式の活	めて賃貸借契約を締結して、賃借人たる地位にお				
用の促進	いて庁舎等の使用を継続するという形態で、リー				
(総務省)	スバック方式を活用することは可能である場合				
	がある旨を助言する。				

审话夕	世军山京	改定計画等と	j	 『施予定時』	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所の財	地方公共団体の事務の効率化を図る観点から、	改定・地		措置済	
産処分手続	保育所の財産処分手続きに関するマニュアル等	域ア			
きに関する	を策定した上で、地方公共団体への配布等を行				
マニュアル	い、保育所の財産処分手続きを周知する。				
の策定等					
(厚生労働省)					
農林水産省	a 農林水産省の補助を受けて整備された施設	改定・地	措置済		
の補助を受	の財産処分について、国庫補助金返還の特例措	域ア a			
けて整備さ	置の適用対象となる補助事業の拡大について、				
れた施設の	地方公共団体の要望調査を実施する。				
財産処分に					
おける特例					
措置の拡					
大					
(農林水産省)					
	b 地方公共団体の要望調査の結果を踏まえ、適	改定・地		措置済	
	用対象となる補助事業の拡大及び農林水産業	域ア b			
	以外の施設として無償譲渡する際の国庫補助				
	金の返還の取扱いに関し、必要な運用の改善に				
	ついて検討する。				
国庫補助金	a 市町村合併に伴い、耐用年数に達する前に施	改定・地	措置済		
を受けて整	設を廃止した場合における国庫補助金相当額	域ア a			
備された一	に係る返還額の算定については、その使用年数				
般廃棄物焼	が加重平均耐用年数を超えない施設について				
却施設の財	も、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取				
産処分にお	扱い(以下「市町村合併に伴う特例」という)				
ける運用の	ができるようにする。				
改善等					
(環境省)					
	b 地方公共団体における事務負担の軽減を図	改定・地	措置済		
	る観点から、市町村合併に伴う特例の措置状況	域ア b			
	を含めた、現行制度の運用についてマニュアル				
	等を策定する。				

<b>=</b> 7.7.	1#####################################	改定計画等と	美	。 [施予定時]	期
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
構造改革特	a 構造改革特別区域内において地域の特産物	改定・地	法案提	措置済	
別区域法に	を原料とした果実酒又はリキュールを製造し	域ア a	出		
おける酒税	ようとする者が、果実酒又はリキュールの製造				
の特例	免許を申請した場合には、一定の要件の下、最				
(内閣官房、財	低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実				
務省)	酒については2キロリットルに、リキュールに				
	ついては1キロリットルに引き下げる。				
	【第 169 回国会に関係法案提出】				
	b 構造改革特別区域内において農家民宿等を	改定・地	法案提	措置済	
	営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした	域ア b	出		
	果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申				
	請した場合には、一定の要件の下、最低製造数				
	量基準(現行6キロリットル)を適用しない。				
	【第 169 回国会に関係法案提出】				
みなし製造	酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場に	改定・地	法案提	措置済	
の規定の適	おいて飲用に供することを業とする者が、その営	域	出		
用除外	業場において飲用に供するため、その営業場にお				
(財務省)	いて課税済みの蒸留酒類と他の物品(酒類を除				
	く。) との混和をする場合には、一定の要件の下、				
	みなし製造の規定を適用しない。				
	【第 169 回国会に関係法案提出】				
NPO等の	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措	改定・地	措置済		
非営利団体	置法」第8条に規定する主務大臣の認定を受けた	域			
が新エネル	「利用計画」に従って新エネルギー導入事業を行				
ギーを導入	う場合には、債務保証制度が利用できることを明				
する場合に	確化し、周知する。				
利用できる					
債務保証制					
度の運用に					
ついて					
(経済産業省)					

<b></b>		改定計画等と		 E施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
PFI事業	「PFI推進委員会報告 - 真の意味の官民の	改定・地		措置済	
における要	パートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」	域			
求水準書の	(平成 19 年 11 月 15 日)を踏まえ、要求水準の				
明確化・定量	具体的な作成のあり方を示す指針を作成すると				
化	ともに、対話方式の具体的な手順について「PF				
(内閣府)	I 事業実施プロセスのガイドライン 」に盛り込				
	む。				
PFI事業	「PFI推進委員会報告 - 真の意味の官民の	改定・地		措置	
における発	パートナーシップ (官民連携)実現に向けて - 」	域			
注者・事業者	(平成 19 年 11 月 15 日)を踏まえ、リスクマネ				
のリスク分	ジメント等を行う際に実務的におさえるべき点				
担の適正化	について具体的な指針を示すとともに、実際に実				
(内閣府)	施された事業において顕在化したリスク事例を				
	まとめたデータベースを作成する。				
PFI事業	「PFI推進委員会報告 - 真の意味の官民の	改定・地		措置済	
者選定手続	パートナーシップ (官民連携)実現に向けて - 」	域			
きにおける	(平成 19 年 11 月 15 日)を踏まえ、「PFI事				
透明性の確	業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を				
保・向上	周知徹底するとともに、非選定事業者に対し管理				
(内閣府)	者等が落選理由について、対面かつ口頭で行う説				
	明の具体的なあり方等について検討し、「PFI				
	事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置				
	付け、公表すること等により、事業者選定手続き				
	の透明性のさらなる確保をはかる。				
PFI事業	「PFI推進委員会報告 - 真の意味の官民の	改定・地		措置済	
における落	パートナーシップ (官民連携)実現に向けて - 」	域			
札後の契約	(平成 19 年 11 月 15 日)を踏まえ、落札後の契				
見直しに関	約変更のあり方を整理し、明らかにするととも				
する対応の	に、当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に				
柔軟化	対応するメカニズムについて「標準契約書モデル				
(内閣府)	及びその解説」に位置づける。				

<b>車</b> 15.4	世军办公	改定計画等と	ᢖ	 『施予定時』	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
補助対象財	補助金等に係る財産処分の承認手続きについ	重点・地		一部措	
産の転用等	て、平成20年4月の補助金等適正化中央連絡会	域(1)		置済	
の弾力化措	議の決定を踏まえた弾力化措置が行われていな	ア			
置の検討・発	いため、速やかに承認手続きの弾力化を行う。				
出					
(国土交通省)					
21地方公共団	平成20年4月の補助金等適正化中央連絡会議	重点・地		措置	
体以外の者	決定の趣旨に則り、地方公共団体以外の者が所	域(1)			
が所有する	有する補助対象財産に関する措置について、平	1			
補助対象財	成 20 年度に更なる承認手続きの弾力化を行う				
産の転用等	ことを検討中であり、結論が得られた後、手続				
に係る手続	きの更なる弾力化を引き続き図る。				
きの更なる					
弾力化					
(経済産業省)					
22補助対象財	補助施設の有効活用を図ることで地域活性化	重点・地		平成20	
産の転用等	等を促進する観点から、補助対象財産の転用等	域(1)		年度以	
に係る情報	を承認する際、補助金等適正化中央連絡会議決			降継続	
提供・周知の	定 (平成 20 年4月 10 日)の趣旨に則り、弾力			実施	
徹底(補助金	的な運用を図るとともに、引き続き、地方公共				
等所管省庁)	団体をはじめ、情報提供・周知徹底を図る。				
23補助対象財	補助金等適正化中央連絡会議決定(平成20年	重点・地		平成20	
産の転用等	4月10日)の趣旨に則り、各府省は、補助対象	域(1)		年度以	
に係るフォ	財産の転用等に係る実績について適宜フォロー			降継続	
ローアップ	アップを行う。			実施	
(補助金等					
所管省庁)					
24 P F I の導	PFIについては、民間事業者が創意工夫を	重点・地		平成20	
入促進に向	発揮しやすい環境の整備等を行う。	域(2)		年度以	
けた運用の	具体的には、ア 対話方式の具体的な手順につい			降 速や	
改善	てガイドライン等に盛り込むこと、イ いわゆる			かに検	
(内閣府)	競争的対話方式等の手法について整理するこ			討·結論	
	と、ウ 適切な予定価格が算定されるような運用				
	上の仕組みを明確にすること、について速やか				
	に結論を得るべく検討を行う。				

声话々	世界山京	改定計画等と			期
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
25有害鳥獣の	鳥獣被害防止のための「有害鳥獣捕獲」が効果	重点・地		措置	
許可捕獲制	的に運用されるよう都道府県及び市町村に対し	域(3)			
度について	て「有害鳥獣捕獲」制度について、再度、制度概				
(環境省)	要及び捕獲申請・許可に係る手続き等、分かり易				
	く通知を行うとともに、実際に制度を利用し捕獲				
	に至ったケース等についてガイドラインや具体				
	的事例を示すことで、一層の周知を図る。				
26カラスの卵	効果的なカラスの被害対策を推進するため、先	重点・地		措置	
の採取等に	進的な取り組みを行っている地方自治体の事例	域(3)			
係る手続き	の紹介を行うとともに、即時の対応が求められる				
の弾力化	場合には、捕獲許可申請に係る処理期間の短縮、				
(環境省)	提出書類の簡素化を行うなど、捕獲申請・許可に				
	係る手続き等について迅速かつ弾力的な対応を				
	促進するガイドラインの発出を行う。				
27木質バイオ	木質バイオマス系廃棄物の効率的な収集運搬、	重点・地		逐次実	
マスの利活	施設立地の促進のための経済的優遇措置やバイ	域(4)		施	
用の促進に	オマス利活用技術の研究開発を促進するため、農				
ついて	林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料として				
(環境省)	の利用の促進に係る法律に基づく支援等、木質バ				
	イオマスの利活用促進のための環境整備を進め				
	<b>వ</b> 。				
28国有地を取	国有地売却の代金等については、過誤納防止等	別表 1 -			平成 21
得する際の	に留意しつつ、契約保証金も入札保証金等と同	1			年度上
取得代金の	様、振込による納付ができるようにする。 これに				半期措
納付方法の	より、売買代金等のすべてについて、振込による				置
見直し	納付が実現する。				
(財務省)					

事項名	措置内容	改定計画等と	享	[施予定時]	期
尹炽口	1月巨八石	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
29国庫補助を	就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支	別表4-	措置済		
受けて設置	援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨	840 995			
した幼稚園、	に鑑み、認定こども園に係る財産処分承認手続の				
保育所を認	簡素化について検討し、平成 19 年度中に結論を				
定こども園	得る。				
として利用					
する場合の					
財産処分承					
認手続の簡					
素化					
(文部科学省					
、厚生労働省)					

#### イ 国の過剰関与の問題

米川夫一フソリロ起	Г			1
措置内容	改定計画等と	美	施予定時	期
)H <u>=</u> 1,7H	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団	改定・地	措置済		
体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以	域イ			
外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲				
を拡大する方策を検討する。				
【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】				
都道府県の事務を一層効率的に進めるために、	改定・地	措置済		
同意を要する理由及び基準について都道府県に	域イ			
周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密				
に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率				
化に向けた取組を行う。				
「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイ	改定・地	措置済		
ドライン (平成17年4月1日付け16経営第8870	域イ			
号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都				
道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で				
の近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図る				
ため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知				
徹底を図る。				
【平成19年3月30日農林水産省経営局長通知)】				
商工会議所の定款変更については、変更する項	改定・地	一部措	措置	
目によって国と都道府県に認可権限が分かれて	域イ	置済		
いるが、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所				
法の許認可事務に関する実際の申請者でありユ				
ーザーである商工会議所や、実際に認可を行って				
いる都道府県から、認可申請の現状、問題点の有				
無等の実態を把握するため、平成 19 年度中を目				
途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。				
	措置内容  公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。 【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】  都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。 【平成19年3月30日農林水産省経営局長通知)】  商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制持区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目	措置内容  公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団 改定・地域の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。 【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】  都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。 【平成19年3月30日農林水産省経営局長通知)】  商工会議所の定款変更については、変更する項間によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制持区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目	措置内容 公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団 改定・地 措置済体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。 【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】 都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。 【平成19年3月30日農林水産省経営局長通知)】 商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、適州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目	措置内容 次に 東応の年度 実施予定時 での では では では できます できます できます できます できます できます できます できます

#### ウ 地方ごとに異なる規制等の問題

・ノー地力と	こに共体の呪刑守(7)回起	改定計画等と		施予定時	 胡
事項名	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公金納		改定・地	逐次実施		
入書の規	て、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様	域ウ			
格・様式につ	式例を提示すること等を通じて、各団体がシステ				
いて	ムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変				
(総務省)	更を行っておくこと等について留意させる等の				
	取組を引き続き進めることなどにより、その早期				
	統一の実現へ向けた努力を継続する。				
原動機付自	自動車保有関係手続きのワンストップサービ	改定・地	逐次実施		
転車に係る	スシステムにおいて決済基盤として利用されて	域ウ			
軽自動車税	いるマルチペイメントネットワークについては、				
の納付にお	市区町村が接続することにより公金の納付に活				
けるマルチ	用することが可能であることに着目し、原動機付				
ペイメント	自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年				
ネットワー	度賦課徴収される軽自動車税(1,000 円~2,500				
クの活用	円)について、電子的に納付することが可能とな				
(総務省)	るよう、市区町村におけるマルチペイメントネッ				
	トワークの活用を推進する。				
公共工事指	現在の申請作業に関して企業が抱えている具	改定・地	逐次実施		
名願いに関	体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上	域ウ			
する諸手続	で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企				
き等の統一	業の作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必				
について	要な措置を講ずる。				
(総務省)					<del>,</del>
医療装置搭	各都道府県等の自治事務であることに配慮を	改定・地	措置済		
載車に関す	しつつも、医療装置搭載車の活用が地域において	域ウ			
る医療法上	進められているという実態を踏まえ、医療法上の				
の許可につ	許可のあり方について検討する。				
いて					
(厚生労働省)					

事項名	措置内容	改定計画等と	美	[施予定時]	朝
争块石	有 <u>国</u> 内台	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
飲食店営業	地方公共団体の自治事務であることに配慮を	改定・地	措置済		
許可申請書	しつつも、営業許可申請書については、過去の通	域ウ			
の様式統一	知等を踏まえた地方公共団体における許可受付				
と事務処理	事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便				
の標準化	性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹				
(厚生労働省)	底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を				
	促すべく、必要な措置を講ずる。				
指定業者登	現在の申請作業に関して企業が抱えている具	改定・地	逐次実施		
録様式の統	体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上	域ウ			
一化	で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企				
(総務省)	業の作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必				
	要な措置を講ずる。				

# エその他

事項名	措置内容	改定計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公共団	国においては地方分権の精神を十分尊重しつ	改定・地	逐次実施		
体における	つ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、	域工			
規制改革の	地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組				
促進に向け	むよう要請するとともに、国においても、地方公				
た方策	共団体における国の法令等に基づく規制につい				
(各府省、総務	て、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に				
省)	掲げる点について取り組む。				
	なお、公共サービス分野における地方公共団体				
	の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊				
	重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け				
	取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、				
	総務省は、優良事例を地方公共団体に周知すると				
	ともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握				
	し、公表する。				
(内閣府)	a 規制改革会議においても、今後とも構造改革	改定・地	逐次実施		
	特別区域推進本部との一層の連携を図りなが	域工 a			
	ら地方における実態の把握を行った上で、問題				
	点や課題を明らかにしていく。				

事項名	措置内容	改定計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(内閣府)	b 規制改革会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。		逐次実施		
(内閣府)	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。		逐次実施		
(公正取引委員会)	d 公正取引委員会により「競争政策の観点から みた地方公共団体による規制・入札等につい て」(平成11年6月)、「公共調達における競 争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に 関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取 りまとめられており、実態把握等に有益なもの となっているが、引き続き公正取引委員会は、 地方公共団体における規制改革の推進に資す る調査・提言を行う。 【地方公共団体における入札・契約の実態に関す る調査報告書(平成16年9月8日)】 【公共調達における入札談合防止のための取組 等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14 日)】		逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
過疎地域・辺	総務省において、地方公共団体からのニーズや	改定・地	措置済		
地地域内に	国庫補助事業等他の施策との調整を含め、事業者	域工			
おける移動	負担要件の緩和に向けた検討を行う。				
通信用鉄塔	【「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単				
施設整備事	独事業について」(平成19年4月20日付総行情				
業を地方単	第38号総務省自治行政局地域情報政策室長通				
独事業とし	知)】				
て実施する					
要件の緩和					
(総務省)					
既設のバス	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケ	改定・地	措置済		
停の上屋に	ーションシステムのような高度なサービスを提	域工			
対する広告	供する場合について、当該上屋へ広告物を添加				
物の添加許	し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費				
可	用に充当させるとの取扱いについて検討し結論				
(国土交通省)	を得る。				
	【「バス停留所に設置される上屋に対する広告物				
	の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平				
	成19年8月13日付国道利第7号国土交通省道路				
	局長通知)】				
障害者支援	平成19年度中を目途に、普通地方公共団体の契	改定・地	措置済		
施設等との	約について、新たに障害者支援施設等からの役務	域工	(平成		
役務提供に	提供を随意契約事由とする地方自治法施行令の		20年3月		
かかる随意	一部改正を行う。		施行)		
契約の可能	【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成				
化	20年政令第25号)及び地方自治法施行規則の一				
(総務省、厚生	部を改正する省令(平成20年総務省令第12号)】				
労働省)					
第三者によ	全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づ	重点・地		措置済	
る住民票の	く債権の行使・債務の履行のために、住民票の写	域(5)			
写しの交付	しの交付を申し出た場合の対応について、適正な	、別表			
の申出に係	事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処	2 5			
る事務手続	理フローを作成・提示し、速やかに市町村に周知				
の円滑化	を図る。				
(総務省)					